

住所調査を経験して思うこと

訴状を出したが、相手方に送達できずに、裁判所から送達先の住所地を調査すると言われることがある。

法律事務所職員

丸山 遼

初めての住所調査は…

まるで探偵みたいだ、と少し興奮したのを覚えている。初めて住所調査をしたときだ。先輩事務員に連れられて、相手方の住所地に赴いた。インターホンを鳴らすと女性が出てきた。先輩はさっと名刺を出し、訪問の意味を伝えた。その女性は相手方の奥さんで、相手方は確かにここに住んでいるが日中は仕事のため帰りが遅いとのことだった。「裁判所からの郵便が戻ってきたので確認に来ました。今度届いたら受け取った方がよいですよ」と伝え、その場を立ち去った。不在の場合、隣近所に話を聞くことも想定していたので、初めての住所調査はいささか拍子抜けとも言えるほどあっさりと終わった。そして、その後の送達も無事完了したのだった。

居住確認が難しいケースも

これ以降、一人で住所調査を行う機会が増えた。しかし、未だに緊張してしまう。前述のケースは奥さんも会社の役員となっていて直接会わざるを得なかったが、どちらかといえば特殊な事例で、相手方と鉢合わせた場合、トラブルにも発展しかねないので、できれば周辺の調査だけで済ます方が望ましい。

住所調査は聞き込みや、送達先の状況から、そこに相手方が住んでいるのかいないのかを判断して裁判所に報告するのが目的だ。その際、役立つモノと言えば、デジカメだ。現場の写真が報告書の添付

資料として活用できるので、持って行くようにしている。

難しいのは、オートロック式のマンションだ。不在時、マンション内に入れずに郵便受けや玄関先を確認できない。郵便受けや玄関先は、そこに人が住んでいるかどうかの重要な判断材料となる。表札はもちろんのこと、例えば、玄関先に傘が置いてあったり、花が飾られていたりすればそこで誰かしらが生活していることが分かるし、郵便受けの状況やガスメーターなども貴重な情報だ。

また、昨今、個人情報に対して厳しくなっているせいか、管理人や管理会社が相手方の居住確認に応じてくれないこともある。「裁判所から直接聞かれればお答えしますよ」なんて場合は、弁護士と相談して書記官からの照会書を作成してもらったり、調査嘱託の申立てを行ってみるのはどうだろう。結果、そこに相手方が住んでいることを裏付けられ、付郵便送達で送達が完了したこともあった。

重要性を心に留めて

法律事務員歴が浅い私にとって、住所調査は本当に奥が深い。まだまだ経験が足りないのも、これからたくさん経験していきたいと思う。また、これだけは心に留めておきたいのは、住所調査というのは、裁判の公平性や、裁判を受ける権利の上で、とても重要な仕事であるということ。それだけは常に忘れずに、取り組んでいきたい。